

平成29年1月5日

各 施 設 長 様
各 管 理 者 様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について

日頃から本市の高齢福祉行政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録を下記のとおりできるようになりましたので、よろしくお願ひします。

記

1 特定接種とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対し、一般の住民接種に先がけて行う予防接種です。

なお、特定接種の対象者となるためには、事前に登録をしていただく必要がありますが、登録されたことをもって必ずしも特定接種が受けられるわけではありません。

2 登録対象となる事業所

以下のすべての条件を満たしている事業所が対象となります。

- (1) サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所要介護3以上の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所

※現在要介護3以上の利用者がいない事業所であっても、新型インフルエンザ等が発生した時点で要介護3以上の利用者がいることが想定される事業所は対象となります。

- (2) 業務継続計画を作成していること。

※申請の際には、業務継続計画の提出は不要です。

(参考) 別紙 特定接種(社会保険・社会福祉・介護事業分野【介護】)の登録申請Q & Aの業務計画(BCP)をご確認ください。

3 対象者

介護職員、保健師、看護師、准看護師若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービス業務の従事者。

4 登録方法

管理システム <https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp> にアクセスし、ログイン画面を表示させます。

「初めての方へ」をクリックしたうえで、E-Mailアドレスを入力し、送信ボタンをクリックすると、登録したE-Mailアドレスに必要なURL等が送信されます。
※詳細につきましては、業務継続計画の記載項目等詳細につきましては、別紙「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領」、「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き」でご確認ください。

また、システム操作についてご不明な点があれば、以下の電話番号又はメールにてお問い合わせください。

特定接種システム操作に関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）

電話：03-5510-3318

メール：tokuteisessyu@tokuteisessyu.jp

5 登録申請の締切り

平成29年3月17日(金)

6 登録の有効期間

5年間

(注)登録の有効満了の日の90日前に国から登録の更新案内がE-Mailで届くため、90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行ってください。

詳細につきましては、別紙「特定接種（国民生活・国民生活分野）の登録要領」でご確認ください。

7 登録申請にかかる Q&A

別紙「特定接種（社会保険・社会福祉・介護事業分野【介護】の登録申請Q&A）」を参考にしてください。

8 その他

その他詳細につきましては、厚生労働省ホームページでご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

9 問い合わせ先

対象サービス	担当	電話番号
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設	名古屋市 介護保険課 施設指定係	052-972-2539
訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	介護保険課 居宅指定係	052-972-3487
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を除く)	介護保険課 指導係	052-972-2592 052-972-3087